

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-①)

別紙1

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制の推進 				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	平成26年度	50	平成32年度	115	102	91	81	72	63	56	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(平成32年度:100件→50件)。
2 特定支障除去等事業の件数(件)	-	-	0	平成34年度	13	13	13	13	10	10	9	
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	143	平成27年度	100	平成32年度	-	142	131	122	115	109	104	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(平成32年度:150件→100件)。
4 バーゼル条約締約国会議で採択される、掘出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	-	-	4	平成32年度	-	0	1	0	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。
5 バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	平成26年度	4	平成29年度	-	-	8	6	4	-	-	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を示す指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半減を目標にしたもの。
6 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に關しトレーサビリティを確保することを目標として設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号					
	26年度	27年度	28年度	29年度								
1 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)	29 (24)	27 (32)	27 (23)	23	1, 3	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。 	182 [再掲]					

<p>有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)</p>	<p>35 (35)</p>	<p>40 (40)</p>	<p>39 (39)</p>	<p>36</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の目標> パーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにつながるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。</p> <p><達成手段の概要> 有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、パーゼル条約締約国会議(COP)で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のパーゼル条約実施上重要性の高い活動について、引き続き支援を行う。また、我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援を行う。さらに、平成25年1月に採択された水銀に関する水俣条約は、水銀廃棄物についてパーゼル条約との連携を求めており、これを受けてパーゼル条約の下で更新されたガイドラインに基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理が一層重要となっていることから、関連するプロジェクトへの支援を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止を推進</p>	<p>183</p>
<p>3 クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)</p>	<p>3 (4)</p>	<p>19 (8)</p>	<p>2 (1)</p>	<p>2</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の目標> クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)等のトレーサビリティ(履歴、所在地等が追跡できること)を確保することを目的とする。</p> <p><達成手段の概要> 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進</p>	<p>184</p>
<p>4 パーゼル条約実施等経費(平成8年度)</p>	<p>47 (45)</p>	<p>50 (37)</p>	<p>73 (69)</p>	<p>36</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の目標> 国内外のパーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、パーゼル条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開する。</p> <p><達成手段の概要> パーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(パーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、パーゼル条約の適切な運用に関する取組を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	<p>185</p>
<p>5 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)</p>	<p>3,230 (2,993)</p>	<p>2,604 (2,453)</p>	<p>2,879 (2,860)</p>	<p>300</p>	<p>1, 2</p>	<p><達成手段の目標> 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。</p> <p><達成手段の概要> 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2)</p>	<p>186</p>
<p>6 廃棄物等の越境移動の適正化推進費(平成25年度)</p>	<p>34 (47)</p>	<p>48 (46)</p>	<p>67 (41)</p>	<p>58</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の目標> 廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出入され、不適正に処理された結果として、輸出国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(パーゼル法)に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。</p> <p><達成手段の概要> 廃棄物処理法及びパーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水際対策の強化等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	<p>187</p>

7 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	117 (118)	131 (116)	124 (128)	119	3 <達成手段の概要> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。	172 【再掲】
施策の予算額・執行額	3,495 (3,267)	2918 (2,729)	3211 (3161)	574	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・日本再興戦略2017	